　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年７月２４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前　橋　市

**建設業者の社会保険未加入対策の強化について（お知らせ）**

　前橋市では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正や国の取り組み等をふまえ、８月１日付けで本市が発注する建設工事において、建設事業者の社会保険の加入を、下記のとおり義務付けることといたしますのでお知らせします。ただし、法令により適用除外とされる事業者は除きます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　社会保険の定義

社会保険とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害補償保険を示します。

２　対象

　　令和元年８月１日以降に発注する建設工事のうち、１３０万円以上の工事

３　前橋市建設工事請負契約約款及び前橋市適正化指導要綱の改正

1. 前橋市建設工事請負契約約款の改正

（社会保険等の加入義務）

　　第７条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

　(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

　(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

　(1) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

　(2) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(令和３年4月1日改正)

1. 前橋市適正化指導要綱の改正内容
   1. **建設業許可を有する業者のうち、**社会保険に未加入の業者と下請契約することはとは原則できません。
   2. 契約締結後、工事担当課にご提出いただく「施工体制台帳」「再下請通知書」で、社会保険等の加入状況を確認します。受注者におかれましては、**下請を予定している業者と契約する際は、当該業者の社会保険等の加入状況を把握**していただきますようお願いします。

**注）**施工体制台帳・再下請通知書の様式は８月１日より変更されますので、新様式をご使用ください。

**≪社会保険の加入状況確認書類≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **健康保険又は厚生年金** | **雇用保険** |
| (1)～(5)のいずれかの書類   1. 直近１月分の社会保険料の領収書の写し 2. 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し   (3) 標準報酬月額決定通知書の写し  (4) 社会保険料納入証明書  ≪納入実績がない場合≫   1. 健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し | (1)～(3)のいずれかの書類  (1) 労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し及び次のア又はイの書類  ア　直近の雇用保険料の領収書の写し（分  割納付の場合は直近の１回分）  イ　公共職業安定所の発行する労働保険  概算保険料の納入証明書  (2) 新規事業者の場合は、雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し  ※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」  があります。必ず「雇用保険」の加入状  況がわかる書類を提出させてください。   1. 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し |

③　当該社会保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合、その他の特別な事情があり、やむを得ず、社会保険に未加入の建設業許可業者と下請契約を締結する際は、「社会保険未加入業者と（再）下請け契約を締結したことに係る理由書（様式第７号）」を工事監督職員に提出してください。

④　「特別な事情」とは、社会保険に未加入の下請業者が特殊な技術や設備を有しているため、その下請業者がいなければ、当該工事の実施に支障がある等の事情をいいます。他の業者でも、当該工事の実施が可能な場合は、特別な事情として認められませんのでご注意ください。

⑤**「特別な事情」なく、社会保険に未加入の下請業者と下請契約を締結した場合は、その旨を建設業許可権者へ通報するとともに、指名競争入札及び随意契約における見積書の徴求を考慮します。また、是正指導に従わない場合は、指名停止の対象になりますのでご留意ください。**

（３）本市における社会保険未加入業者対策

【受注者（元請）】⇒　**実施済**（入札参加資格申請の必須条件となっています。）

【全下請】　　　 ⇒**今回実施**

建設業許可を有する業者のうち、社会保険に未加入の業者を

下請負人とすることは原則できません。

４　契約締結後の「施工状況報告書」の法定福利費の明記について

**施工状況報告書（様式第１号）に法定福利費を明記してください**。

工事の直接的な作業に従事する現場作業員（元請、下請共）に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労働災害補償保険を除く）です。

① 法定福利費の基本的な計算方法は、次のとおりです。

**工事の労務費の総額　×　法定保険料率（事業主負担分）**

1. 労務費は、設計書上の作業員や世話役等の金額を合計したものになります。
2. 通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて

算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事

費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみ

なして計算しています。

④　労務費の算出が困難な場合は、工事業種や各社の実情に合わせた平均的な労務費の比率を使用して、計算してください。

**例）**　**労務費　＝　工事価格　×　平均的な労務費比率**

　　　　工事価格：\3,240,000－　　　平均的な労務費比率：４５％とすると、

　　　　　　労務費　＝　3,240,000　×　４５％　＝　1,458,000

1. 従前より、入札や見積作成の際に自社の施工実績から労務費や法定福利費を算出し

　ている場合は、その方法を用いてください。

⑥　下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。

**例）**〇〇工事の法定福利費＝下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もり

に記載の法定福利費　+　・・・

1. 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、

税込の金額を記載してください。

1. 工事費内訳明細書の作成時に、下請企業の社会保険等の加入状況が不明な場合は、全ての下請企業が社会保険に加入しているものとして、法定福利費を算出してください。また、下請企業等への発注が未確定の場合は、自社施工するものとして法定福利費を算出してください。
2. 健康保険の利率は、４０歳以上になると介護保険料の料率が加算されるためご注意ください。
3. 法定保険料率の率料は、都度、変更されます。所管の官庁当のホームページで確認

できます。最新の利率をご確認ください。

【健康保険】　　⇒　　協会けんぽ（群馬県分）

　　　　　　　※事業主負担分は全額の１／２です。

　　　【厚生年金保険】⇒　　日本年金機構

　　　　　　　※事業主負担分は全額の１／２です。

【雇用保険】　　⇒　　厚生労働省

【労働災害補償保険】　⇒　厚生労働省（労働基準監督署）

　 ※【労働災害補償保険】は、平成３１年４月１日より一括有期届が廃止されたことに伴い、施工体制台帳等に労働保険番号を記載していただくことになりました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前橋市役所　契約監理課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　審査契約室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　８９８－６２８８（直通）

様式第１号（第３条関係）

施工状況報告書

　　 　年　 月　 日

　（宛先）前橋市長

（工事担当課）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名 　 印

１ 工　事　名

２　工　　　期 　　 年　 月　 日 ～　　　 　年 　月　 日

３ 請負代金額 　　　　　 　　　 円

　　（うち法定福利費　　　　　　　　　　　　　 　　　　円）

上記建設工事の施工にあたっては、

　①すべて受注者が施工し、他の建設業を営む者に請け負わせる(労務提供契約等を含む｡)　ことは一切いたしません。

　②別添施工体制台帳の写し（　　部）のとおり業者を選定し、合計○○○○○円（うち法定福利費○○○○○円）を下請に付しましたので報告します。

(注)①、②については、不要のものを二本線で消すこと。

様式第４号（第４条関係）

下請施工状況変更届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（宛先）前橋市長

（工事担当課）

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　 代表者の氏名

１　工　事　名

２　工期 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　請負代金額 円

上記の建設工事に関し、　　年　　月　　日付けで報告した事項について、

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項

第７号（第３条の２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）前橋市長

（工事担当課）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　 　　　代表者

　　　　社会保険未加入建設業者と（再）下請契約を締結したことに係る理由書

　〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について、下記のとおり社会保険未加入業者と（再）下請契約を締結しましたので、報告します。

記

**１　（再）下請契約を締結した社会保険未加入業者の概要**

1. 建設業許可番号

　　　　　大臣　特定

　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　　　　　号

　　　　　知事　一般

1. 商号又は名称
2. 所在地
3. 代表者の氏名

**２　上記の者と（再）下請契約を締結した理由**

※２の理由については、具体的かつ詳細に記すこと。

※一定の期間で是正できる旨を記載する場合にはその期日を明確に記載すること。その期限が当該（下請）工事の工期を超えるものは是正と見なさない。

※本書の提出により当該社会保険未加入者の状況を市が容認するものではなく、今後も受注者は当該社会保険未加入建設業者に対して適切な社会保険の加入を指導する義務を免れるものではないことに十分に留意すること。

（参考）

　　　　　　　　　　　　建設工事下請契約書

１　工事名

２　工事場所

３　工期　着工　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　完成　〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

４　請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（上記のうち、法定福利費　　　　　　　　　　　　　　　円）

５　請負代金の支払いの時期及び方法

1. 前払金　　　　契約締結後〇〇日以内に　現金：手形別又は割合

　　　　　　　　　　　　　　　　　万円　　　現金：手形＝〇：〇

1. 部分払　　　　　　　　〇月〇〇日締切　手形期間〇〇〇〇〇日
2. 引渡し時の支払　　　請求後〇〇日以内

　　　　　注１：労務費に見合う額については、原則として現金払いとすること。

　　　　　　注２：(2)の部分払の〇には毎、隔等を記入する。

６　その他

　発注者〇〇による〇〇工事のうち、上記の工事について、当事者は、各々の対等な立場における合意に基づき、別添の状況によってこの請負契約を締結し、信義に従って充実にこれを履行する。

　この契約の証として、本書〇通を作り、当事者（及び保証人記名押印して、各自１通を保証する。

　〇〇〇〇年〇〇日〇〇日

　　元請負人　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　氏名

　　（金銭保証人　　　住所　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　）

　　下請負人　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　氏名

　　金銭保証人

　　工事完成保証人

　注（　　）は金銭保証人を立てる場合に使用する。

　　※建設工事標準下請負契約約款を添付すること。

**下請の制限に関するフロー図（図）（令和元年８月１日以降の工事契約）**

下請けの契約をしたい業者が、建設業許可を有しているか。

　　　　　　　　持っている　　　　　　　　　　　　　持っていない

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象外（下請可能）

　該当業者は、社会保険等に加入しているか。

　「施工体制台帳」「再下請通知書」の「健康保険等の加入状況」欄

　　　　　　　　　未加入　　　　　　　　　　　　　　加入・適用除外

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下請可能

　該当業者と下請契約をする**「特別な事情」**があるか。

　　　　　　　　　ある

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ない

　・**工事監督職員に「様式第７号　理由書」**を提出する

　　　　　　　　「特別な事情」が承認された。　　　承認されない。

**該当業者を下請けとすることができない。**

　・該当者を下請けとすることができる。

※１　社会保険等は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害補償保険の４保険をいいます。

※ ２　企業形態によっては、社会保険に未加入ではなく、適用除外の場合がありますので、ご注意ください。

（例：健康保険及び厚生年金保険は、常用労働者が５人未満の個人事務所）